



那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和8年度財政援助団体等監査の結果について別紙のとおり公表します。

令和8年7月28日

那珂市監査委員 城 宝 信



那珂市監査委員 木 野 広





那 監 第 2 7 号
令和 8 年 7 月 2 8 日

那 珂 市 長 先 崎 光 様

那珂市議会議長 大 和 田 和 男 様

那珂市監査委員 城 宝 信



那珂市監査委員 木 野 広



令和 8 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により実施した令和 8 年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第 9 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査
なお、本監査は那珂市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象及び監査日

監査対象団体は、補助金の額が大きい団体を選定し実施した。

監査対象団体	所管課	予備監査日	本監査日
社会福祉法人那珂市社会福祉協議会	社会福祉課	6 月 23 日(火)	7 月 13 日(月)
那珂市商工会	商工観光課	6 月 24 日(水)	7 月 13 日(月)

3 監査の範囲

令和7年度の財政的援助に係る事務の執行

4 監査の着眼点

重点項目及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重 点 項 目		着 眼 点
団 体 関 係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。 (2) 補助金等が補助金等対象事業以外に流用されていないか。 (3) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続きは適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。 (2) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。 (3) 清算報告は適正に行われているか。清算に伴う返還金の返還時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
所管課・対象課関係		(1) 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。 (2) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。 (4) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

予備監査として、対象団体及び所管課から提出された決算書、事業完了報告書及び出納関係帳票等に基づき、補助職員により内容の照合及び確認等による監査を実施した。

本監査として、各団体等事務所において対象団体等職員及び所管課長等から提出資料に基づき説明を受けたうえで、主に事実の存否又は問題点について質問等による監査を実施した。

6 監査の結果

財政援助団体においては、補助金等に関連する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、いずれの団体も補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

7 所見

今回監査対象とした団体においては、いずれの団体も各団体の規約等に定められた独自の監査や市所管課による監査を実施しており、監査の内容も決算書及び支払証憑等の照合により、実施していることを確認することができた。

各補助団体においては、地域福祉や地域経済の発展に寄与する公共性の高い事業を実施していることと共に補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。